

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和6年 7月 29日						
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府大阪市中央区北浜4丁目8番4号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 林ベニヤ産業株式会社 代表取締役社長 内藤和行						
前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等		前年度						
		第一種特定製品の種類	年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数			
		エアコンディショナー	9台	1台	0台			
		冷蔵機器及び冷凍機器	2台	0台	0台			
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量		第一種特定製品の種類	代替フロン充填量	代替フロン回収量				
		エアコンディショナー	3.75キログラム	0	キログラム			
		冷蔵機器及び冷凍機器	0キログラム	0	キログラム			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制		使 用 時	工場で所有している冷媒用代替フロン使用第一種特定製品の簡易点検を実施している。					
		廃 棄 時	廃棄後も点検記録場が保管される。					
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況		使 用 時	工場で使用している家庭用エアコンを年に1度簡易点検している。					
		廃 棄 時	販売業者へマニフェストの写しを請求。					
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針		安全性を最優先に、次いで冷媒の地球温暖化係数が低い製品を優先して導入する。						
特記事項								

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。